

岩手県立大船渡病院職員のソーシャルメディアサービス利用に関するポリシー

このポリシーは、岩手県立大船渡病院の職員が個人のアカウントを使用してソーシャルメディアサービスを私的に利用する際の留意事項等を定めるものです。

1 本ポリシーにおけるソーシャルメディアサービスの定義

ブログ、Facebook や X (旧 Twitter) 等の SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージアプリなど、インターネットを利用して情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアのことをいいます (「平成 27 年度版情報通信白書」(総務省) より。)

2 ソーシャルメディアサービスの特性とその危険性

(1) 手軽さゆえに慎重さが必要であること。

手軽に瞬時に発信できるため、あまり考えずに発信や書き込みをしてしまうことがあることから、発信する内容に問題がないか、発信前に落ち着いて考えることが必要です。

(2) 匿名性が保たれるとは限らないこと。

たとえ匿名の発信であっても、様々な属性から個人が特定されてしまうことがあるため、匿名やハンドルネームだからといって無責任な発言は慎む必要があります。

(3) 一旦ネット上に流されたものは消せないこと。

一旦発信を行ったものは、第三者によって保存されたり拡散されたりすることがあるため、たとえ自身で削除しても、一旦発信してしまったものは、完全に消去することは出来ないと考えなければなりません。

(4) 全く予期せぬ結果を招くことがあること。

インターネット利用者は善人ばかりではなく、自分の意図に反し様々な悪意にさらされることも考えられます。信頼できる安全なサイトを利用することは当然ですが、安易に情報を流さないことが重要です。

3 基本原則について

(1) 一定の品位と節度を持った良識ある社会人として、また岩手県職員としての自覚と責任のもと利用すること。

(2) 情報を発信する場合は、医療に携わる者及び岩手県職員としての守秘義務を守り、個人情報を含む関係法令等を遵守すること。

(3) 情報を発信する場合は、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などを侵害することがないように十分に注意すること。

(4) 発信する情報は正確であることを心がけ、誤解を生じさせないように十分に配慮すること。

(5) 画像そのものに位置や時間の情報が含まれている場合、背景の映像などから思わぬ情報漏えいが起こることも考えられるため、映像 (写真や動画) の取り扱いには特に注意すること。本人の了解を得ることはもちろんのこと、知らぬ間に第三者を傷付けることがないように、十分に配慮すること。

(6) 特に、次に掲げる内容の情報発信はしないこと。

ア 人種・民族・思想・宗教・身体・性・信条などに関する差別的な内容や差別を増長させるような情報

イ 違法行為につながる情報

ウ 事実ではないことや噂の流布、またはそれをあおるような情報

エ 不敬な言い方、表現を含む情報

- オ 業務上の秘密を含む情報
- カ 公序良俗に反する一切の情報
- キ 他人を非難するような情報
- ク 当院に勤務することにより知り得た情報

- (7) 使用しなくなったサイトのアカウントは、削除すること。
- (8) 個人のパスワードの管理には十分な注意を払うこと。パスワードが盗まれたり、他人に使われたりすることがないように、こまめな点検を怠らないこと。

4 誠意ある姿勢と冷静な対応について

- (1) 発信した情報により意図せず他者の権利を侵害したり、誤解を与えたりした場合は、丁寧にお詫びをするなど誠実に対応すること。
- (2) 短時間に同じ内容を何度も投稿するなど、他人に不快感を与える、スパム行為と誤解されるような発信の仕方をしないこと。
- (3) 他人の著作物を無断で発信しないこと。必要な場合には、著作物の引用部分を明確に区別し、出典を表示するなど著作権法に基づき適切に引用すること。
- (4) 炎上につながるような、価値観の押し付けや、意見が対立しやすい話題への言及などは避けること。
- (5) 炎上に発展した場合は、自らに非がある場合は、速やかに誠意ある謝罪を行うこと。また、炎上の原因となった事実が誤りであるときは、明確に否定し、誤った情報や憶測の混じった情報が伝達・拡散されることを防ぐこと。
- (6) 個人又は組織に向けて予期せぬ誹謗中傷などがあつた場合や、困った状態に陥った時は、自己判断ですぐに対応せず、速やかに上司に相談すること。

5 責任の所在について

- (1) 情報を発信する場合、発信者個人の見解であることを明示し、当院の公式見解ととらえられないようにすること。また、責任の所在は、全て発信者個人にあることを明示すること。
- (2) 万が一、問題が発生した場合には、情報を発信した個人が法令により処罰の対象となること。また、岩手県医療局企業職員就業規則により懲戒処分の対象となること。

6 ポリシーの評価と見直し

本ポリシーは、状況に応じて評価、見直しを行い、改訂の場合は、ホームページ上で内容を公表します。

7 ソーシャルメディアサービスをご利用の皆様へ

当院の職員及び当院に関係する者がソーシャルメディアで発信、発言する情報は、必ずしも当院の公式発表・見解を示すものではありません。

当院の職員及び当院に関係する者が発信した情報を利用したこと等により、発生した損害やトラブル等について、当院がすべて責任を負うものではないことをご承知置きください。

なお、当院の公式発表・見解については、当院の Web ページをご覧ください。

令和 6 年 4 月 8 日制定
岩手県立大船渡病院長